

情 報

一般乗合旅客自動車運送事業の路線の休廃止届出に係る意見聴取概要の公表について	… 2
一般乗合旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について	… 6
一般乗用自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について	… 10

一般乗合旅客自動車運送事業の路線の廃止届出に係る
意見聴取概要の公表について

道路運送法第15条の2第2項に基づき意見聴取を実施したので、道路運送法施行規則第15条の9第2項により、下記のとおり公表する。

1. 届出の件名、事業番号及び一般乗合旅客自動車運送事業者名

件 名：一般乗合旅客自動車運送事業の路線の廃止

事業番号：25C08

事業者名：株式会社 グローバル交通

2. 意見の聴取の日時及び場所（地域協議会において行った場合には、その旨）

令和7年11月21日（金曜日）

13時00分から（埼玉県）AB聴聞室

14時00分から（吉川市）AB聴聞室

15時00分から（三郷市）AB聴聞室

※上記を予定していたが、書面による意見となつた。

3. 意見の聴取に出席し、又は意見を記載した書類を提出した被聴取者の氏名又は名称及び住所

- ・埼玉県知事 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号
- ・吉川市長 埼玉県吉川市きよみ野一丁目1番地
- ・三郷市長 埼玉県三郷市花和田648-1

4. 陳述の要旨

別紙、意見の陳述書のとおり

令和7年11月21日

関東運輸局長 殿

所 在 地 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号
地方自治体名 埼玉県
(首長名) 埼玉県知事 大野元裕

意見の陳述書

今般、令和7年11月21日に予定しておりました意見の陳述について、都合により意見の聴取の場所に出席することができなくなりましたので、下記のとおり書面による陳述を行います。

記

1. 意見の聴取を行うこととされていた事案の件名及び事案番号

事案の件名：一般乗合旅客自動車運送事業の路線の廃止

事案番号：25C08

2. 意見の聴取において陳述しようとしていた者の氏名及び職名

埼玉県知事 大野元裕

3. 意見の聴取において陳述しようとしていた意見

利用者減少および運転士不足により、当該路線を廃止することについてはやむを得ないと考える。

ただし、廃止日は予定を早めることなく、令和8年4月1日とされたい。

また、廃止に当たっては、バス利用者や周辺住民等、関係者への十分な周知、説明を行っていただきたい。



令和7年11月19日

関東運輸局長 殿

住 所 埼玉県吉川市きよみ野一丁目1番地
地方自治体名 吉川市長 中原 恵人
(首長名)

意 見 の 陳 述 書

今般、令和7年11月21日に予定しておりました意見の陳述について、都合により意見の聴取の場所に出席することができなくなりましたので、下記のとおり書面による陳述を行います。

記

1. 意見の聴取を行うこととされていた事案の件名及び事案番号

事案の件名：一般乗合旅客自動車運送事業の路線の廃止
事案番号：25C08

2. 意見の聴取において陳述しようとしていた者の氏名及び職名

吉川市長 中原 恵人

3. 意見の聴取において陳述しようとしていた意見

(別紙等に分けて記述することも可能です。)

当該路線については、採算性の見込みづらい市街化調整区域を運行する路線であり、市としても路線バス運行費補助制度により、運行を支援してきたところであるが、慢性的な運転士の不足により、路線を維持することが困難である状況から廃止することについてはやむを得ないと考える。

しかしながら、廃止日については、予定通り、令和8年4月1日としていただきたい。

また、路線廃止について、バス利用者、周辺住民等へ、遗漏がないよう周知を徹底するとともに、十分な説明に努めるようお願いしたい。



三都デ収第270号
令和7年(2025年)11月13日

関東運輸局長 藤田礼子 殿

埼玉県三郷市花和田648-1

三郷市

三郷市長 木津 雅晟



意見の陳述書

今般、令和7年11月21日に予定しておりました意見の陳述について、都合により意見の聴取の場所に出席することができなくなりましたので、下記のとおり書面による陳述を行います。

記

1. 意見の聴取を行うこととされていた事案の件名及び事案番号

事案の件名 一般乗合旅客自動車運送事業の路線の廃止
事案番号 25C08-16

2. 意見の聴取において陳述しようとしていた者の氏名及び職名

氏名 木津 雅晟
職名 三郷市長

3. 意見の聴取において陳述しようとしていた意見

本事案に係る路線のうち半田停留所は当市内における唯一の停留所であり、乗客利用の大半は近隣の吉川市であることから廃止による影響は僅少であると推察している。

しかしながら、路線廃止についてバス利用者や周辺住民等関係者へ遺漏のないよう周知徹底と十分な説明に努め、旅客の利便が損なわれることがないようお願いしたい。

なお、廃止日については予定どおり令和8年4月1日としていただきたい。



令和7年12月2日

一般乗合旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

埼玉運輸支局
自動車運送事業監査室

(1) 行政処分等の年月日	令和7年12月2日
(2) 事業者の氏名又は名称	国際興業株式会社 (法人番号: 1010001150008) 代表者 黒滝 寛
(3) 事業者及び当該行政処分等に係る営業所の所在地	(事業者) 東京都中央区八重洲2-10-3 (川口営業所) 埼玉県川口市東本郷1-9-43
(4) 行政処分等の内容	文 書 警 告
(5) 主な違反の条項	旅客自動車運送事業運輸規則第2条第2項
(6) 違反行為の概要	令和7年9月17日、法令違反の疑いがあることを端緒に調査を実施。1件の違反が認められた。(1)一般準則(公平かつ懇切な取扱い)違反(旅客自動車運送事業運輸規則第2条第2項)
(7) 違反点数付与状況	当該行政処分により当該営業所に付された違反点数 0点 当該事業者の累積点数 0点

注 違反点数については過去3年間の処分を累計していますが、一定の要件を満たすことで点数が消滅することがあります。(一般乗合旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について 2. (4) 但し書き参照)

令和7年12月2日

一般乗合旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

埼玉運輸支局
自動車運送事業監査室

(1) 行政処分等の年月日	令和7年12月2日
(2) 事業者の氏名又は名称	国際興業株式会社 (法人番号: 1010001150008) 代表者 黒滝 寛
(3) 事業者及び当該行政処分等に係る営業所の所在地	(事業者) 東京都中央区八重洲2-10-3 (西浦和営業所) 埼玉県さいたま市桜区桜田2-1-5
(4) 行政処分等の内容	文 書 警 告
(5) 主な違反の条項	旅客自動車運送事業運輸規則第2条第2項
(6) 違反行為の概要	令和7年10月2日、法令違反の疑いがあることを端緒に調査を実施。1件の違反が認められた。(1)一般準則(公平かつ懇切な取扱い)違反(旅客自動車運送事業運輸規則第2条第2項)
(7) 違反点数付与状況	当該行政処分により当該営業所に付された違反点数 0点 当該事業者の累積点数 0点

注 違反点数については過去3年間の処分を累計していますが、一定の要件を満たすことで点数が消滅することがあります。(一般乗合旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について 2. (4) 但し書き参照)

令和7年12月2日

一般乗合旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

埼玉運輸支局
自動車運送事業監査室

(1) 行政処分等の年月日	令和7年12月2日
(2) 事業者の氏名又は名称	朝日自動車株式会社 (法人番号: 6010601008303) 代表者 柏倉 則行
(3) 事業者及び当該行政処分等に係る営業所の所在地	(事業者) 東京都墨田区押上1-1-2 (越谷営業所) 埼玉県越谷市大房沼向1026-1
(4) 行政処分等の内容	文 書 警 告
(5) 主な違反の条項	旅客自動車運送事業運輸規則第2条第2項
(6) 違反行為の概要	令和7年11月6日、法令違反の疑いがあることを端緒に調査を実施。1件の違反が認められた。(1)一般準則(公平かつ懇切な取扱い)違反(旅客自動車運送事業運輸規則第2条第2項)
(7) 違反点数付与状況	当該行政処分により当該営業所に付された違反点数 0点 当該事業者の累積点数 0点

注 違反点数については過去3年間の処分を累計していますが、一定の要件を満たすことで点数が消滅することがあります。(一般乗合旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について 2. (4) 但し書き参照)

令和7年12月2日

一般乗合旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

埼玉運輸支局
自動車運送事業監査室

(1) 行政処分等の年月日	令和7年12月2日
(2) 事業者の氏名又は名称	国際興業株式会社 (法人番号: 1010001150008) 代表者 黒滝 寛
(3) 事業者及び当該行政処分等に係る営業所の所在地	(事業者) 東京都中央区八重洲2-10-3 (西浦和営業所) 埼玉県さいたま市桜区桜田2-1-5
(4) 行政処分等の内容	文 書 勧 告
(5) 主な違反の条項	旅客自動車運送事業運輸規則第12条
(6) 違反行為の概要	令和7年10月29日、法令違反の疑いがあることを端緒に調査を実施。1件の違反が認められた。(1)早発の禁止違反(旅客自動車運送事業運輸規則第12条)
(7) 違反点数付与状況	当該行政処分により当該営業所に付された違反点数 0点 当該事業者の累積点数 0点

注 違反点数については過去3年間の処分を累計していますが、一定の要件を満たすことで点数が消滅することがあります。(一般乗合旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について 2. (4) 但し書き参照)

一般乗用旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について 〈令和7年11月分〉

行政処分等の年月日	事業者の氏名又は名称	事業者の所在地	営業所の名称	営業所の所在地	行政処分等の内容	主な違反の条項	違反行為の概要	事業者点数 (関東運輸局管内)	営業所点数 (当該行政処分により付された違反点数)
20251104	新興タクシー 株式会社(法人番号5020001073278) 代表者 高島 章泰	神奈川県川崎市川崎区元木2丁目1番地11号	本社営業所	神奈川県川崎市川崎区元木2丁目1番地11号	文書警告	旅客自動車運送事業運輸規則第38条第1項	令和7年9月17日、法令違反の疑いがあることを端緒として監査を実施。1件の違反が認められた。(1)運転者に対する指導監督義務違反(旅客自動車運送事業運輸規則第38条第1項)	1	0
20251105	京浜交通 株式会社(法人番号2020001072761) 代表者 岩浦 哲彦	神奈川県川崎市川崎区境町5番地2号	弁天橋営業所	神奈川県横浜市鶴見区小野町43番1	輸送施設の使用停止(40日車)	道路運送法第13条	令和7年6月9日、法令違反の疑いがある旨の情報を端緒として調査を実施。1件の違反が認められた。(1)運送引受義務違反(道路運送法第13条)	4	4
20251118	東京国際第一交通 株式会社(法人番号3010501052239) 代表者 柴 りん	東京都台東区三ノ輪1-28-16	葛飾区営業所	東京都葛飾区西水元2丁目10-20	文書警告	旅客自動車運送事業運輸規則第24条第1項、第2項	令和7年6月20日及び令和7年7月3日、新規許可を受けたことを端緒として監査を実施。3件の違反が認められた。(1)点呼の実施義務違反(旅客自動車運送事業運輸規則(以下、運輸規則)第24条第1項、第2項)、(2)運転者に対する指導監督義務違反(運輸規則第38条第1項)、(3)報告義務違反(道路運送法第94条第1項)	0	0
20251118	株式会社 ジャパンライフ(法人番号7011701023926) 代表者 郭亮	東京都北区浮間3-10-1-201	本社営業所	東京都北区浮間3-10-1サンハウスMATSUMI201号室	文書警告	旅客自動車運送事業運輸規則第21条第5項	令和7年8月22日及び令和7年9月5日、新規許可を受けたことを端緒として監査を実施。3件の違反が認められた。(1)健康状態の把握義務違反(旅客自動車運送事業運輸規則(以下、運輸規則)第21条第5項)、(2)運転者に対する指導監督等義務違反(運輸規則第38条第1項)、(3)報告義務違反(道路運送法第94条第1項)	0	0
20251119	善美 株式会社(法人番号4010001194992) 代表者 庄 星	東京都江戸川区西小岩3-38-9	本店営業所	東京都江戸川区西小岩3-984-1	文書警告	旅客自動車運送事業運輸規則第25条	令和7年6月10日及び令和7年6月20日並びに令和7年7月1日、新規許可を受けたことを端緒として監査を実施。1件の違反が認められた。(1)業務記録の記録事項の不備(旅客自動車運送事業運輸規則第25条)	0	0

注 違反点数については過去3年間の処分を累計していますが、一定の要件を満たすことにより点数が消滅することがあります。(一般乗用旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について2.(4)但し書き参照)